

(参考)

現行の必要病床数の算定について

1. 必要病床数を算定する区域

- (1) その他病床 → 二次医療圏の区域
- (2) 精神病床、結核病床 → 都道府県の区域

2. 必要病床数算定式

(1) 必要病床数の基本部分

[算定式]

$$\frac{\Sigma A B + C - D}{E} = \text{必要病床数 (基幹部)}$$

A : 当該区域の性別・年齢階級別人口(5歳毎)
 B : 当該区域の属する地方ブロック(注1)の
 性別・年齢階級別入院率(5歳毎)
 C : 他区域からの流入入院患者数
 D : 他区域への流出入院患者数
 E : 病床利用率

(2) 必要病床数の加算部分

$F < \Sigma A B$ の場合、都道府県知事は
 下記の計算式で得た数を限度として適當
 と認める数を加えることができる。

[算定式]

$$\frac{D}{E} \times \frac{1}{3} = \text{必要病床数(加算部)}$$

[F : 当該区域に所在する病院の入院患者の
 うち当該区域に住所を有する者の数]

* 各都道府県の必要病床数は、(1) + (2) として決められる。

3. 必要病床数の算定の特例

当該区域で

急激な人口の増加が見込まれる
 特定の疾病に罹患する者が異常に多い
 その他特別な事情がある

場合

→ 都道府県知事は厚生大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生大臣に協議し、
 その同意を得た数を必要病床数とすることができる。

(注1) 地方ブロック

ブロック名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野
北陸	富山、石川、福井
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄